

令和 7 年度 第 1 回全国健康保険協会沖縄支部評議会議事概要（案）

開 催 日 時	令和 7 年 7 月 18 日 金曜日 14 : 00～16 : 00
会 場	沖縄県市町村自治会館
出 席 評 議 員	大木評議員、喜屋武評議員、黒島評議員、米須評議員、島田評議員、下地評議員、名城評議員、前田評議員（五十音順）
議 題	【報告事項】 (1) 令和 6 年度全国健康保険協会決算について (2) 令和 6 年度沖縄支部収支について (3) 令和 6 年度沖縄支部事業報告について (4) 令和 7 年度重点的に取り組む事項について (5) 「うちなー健康経営宣言」について (6) 調査研究フォーラムの参加報告 (7) その他
議 事 概 要 (主な意見等)	<報告事項> 【事務局】 (1) <u>令和 6 年度全国健康保険協会決算について</u> (2) <u>令和 6 年度沖縄支部収支について</u> (資料 1-1) に基づき説明。 【事業主代表】 保険給付費等に要する費用の 6.6 か月分相当という準備金残高の水準はどう評価すればよいか。 【事務局】 準備金については、法定では 1 か月相当分の積み上げが必要となっている。 5.8 兆円の準備金のうち、1 兆円についてはインフルエンザ等の感染症に対応するための短期的な役割の資金である。残りの部分については医療の高度化等による医療費の増加や、今後も高い負担額での推移が予想される後期高齢者支援金の拠出に備える中長期的な役割の資金であり、協会けんぽとしては不安定な世界・経済情勢の中、財政状況を安定させるために必要な準備金であると捉えている。 なお、参考として、令和 5 年度の健保組合の準備金残高は 6.4 兆円で保険給付費等に要する費用の 8.2 か月分相当となっており、それと比較しても現在の協会けんぽの準備金残高は高い水準ではな

いといえる。

【事業主代表】

現在の参院選で社会保険料負担の低減を主張している政党もあるが、選挙の結果次第では、保険料率の引き下げにつながっていく可能性もあるのか。

【事務局】

社会保険料負担が選挙戦の争点の一つになっていることから、選挙結果によっては保険料負担の低減に向けた議論が進む可能性はある。ただ、協会けんぽとしては保険料率の決定にあたっては、短期的な視点と中長期的な視点の両方からの検討が必要であると考えている。

【学識経験者】

準備金が 6.6 か月分積み上がっていても楽観はできないということだが、被扶養者が減り被保険者が増えていることに加え、賃金の増加傾向もしばらく続くと見込まれる中で、具体的に何を懸念として考えているのか。

【事務局】

様々な要因が存在するが、アメリカの関税問題等が日本経済に及ぼす影響が見通せない点や、医療機関の経営悪化が深刻化していることへの対応が必要となる点等が挙げられる。

なお、この質問については、次回評議会において今後の財政見通しを示し、より具体的に説明させていただく。

【学識経験者】

「経済財政運営と改革の基本方針 2025」が協会けんぽに及ぼす影響を教えてほしい。

【事務局】

「経済財政運営と改革の基本方針 2025」では、社会保障関係費について、高齢化による増加分に相当する伸びに、経済・物価動向等を踏まえた対応に相当する増加分を加算するとされているのに加え、医療等の公定価格の分野の賃上げ、離職防止、人材確保がしっかり図られるようコストカット型から転換を明確に図る必要があるとされている。また、次期診療報酬改定においては、力強い賃上げの実現や昨今の物価上昇による影響等について、経営安定や幅広い職種の方々の賃上げに確実につながるよう的確な対応を行うと記されている。協会けんぽの財政に大きな影響を及ぼす次期診療報酬改定の議論がどのように進むのか現時点では不明であるが、協会けんぽとしては今後も加入者の健康づくりに向けた取組を推進するため、安定した財政運営に努めていく。

【学識経験者】

沖縄支部の令和 6 年度収支が令和 8 年度保険料率の算出に与える影響について、収支差を保険料率に換算した場合に 0.01%の引き下げにはたらく見込みという解釈でよいか。

【事務局】

そのとおり。

<報告事項>

【事務局】

(3) 令和 6 年度沖縄支部事業報告について

(4) 令和 7 年度重点的に取り組む事項について

(資料 2-1)、(資料 2-2) に基づき説明。

【学識経験者】

債権回収実績について、全国平均の回収率が一部「未公表」となっているのはなぜか。

【事務局】

令和 4 年度以降、本部から数値が示されなくなったため。示されなくなった理由については、確認のうえ後日回答する。

※理由について以下のとおり後日評議員に補足説明。

・ 債権全体の回収率及び損害賠償金債権の回収率

⇒損害賠償金に関して過失割合決定後に更正減額される部分を多く含んでいるため。

・ 返納金債権の回収率

⇒現年度の返納金債権（診療報酬返還金（不当）を除く）の回収率を KPI としたため。

【学識経験者】

本年 12 月に従来の健康保険証を使用できる経過措置が終了するが、経過措置終了後の制度についての周知広報や資格確認書の発行等の対応はどのように行う予定か。

【事務局】

経過措置の終了までにマイナ保険証が使えない加入者へ資格確認書を発行する必要があるため、8 月中旬から申請によらず世帯単位で被保険者の自宅へ資格確認書の送付を行う。なお、被保険者の自宅へ送付を行う前の 8 月上旬に、資格確認書の発行対象者一覧表を事業所に送付する。

広報については、納入告知書同封チラシや社会保険制度説明会で実施している。今後、経済団体を通じた広報等も実施を予定している。

【事業主代表】

県内各地での健康経営セミナーについては、各地域の商工会・商工会議所と連携のうえ開催されているが、石垣、宮古における集団健診の実施においては連携をとっているか。

【事務局】

集団健診を実施するということは伝えているが、連携しての実施には至っていない。

特に離島では自治体と事業所の関係性が近いため、自治体との連携を進めており、宮古においては協会けんぽの集団健診と自治体のがん検診の同時実施ができるようになっている。

【事業主代表】

連携の実現に向け、各商工会にはたらきかけるようにしたい。

【学識経験者】

被扶養者の特定健診実施率を向上させるための施策は何か検討しているか。

【事務局】

まずは受診機会の確保のため、集団健診の回数を増やしていきたいと考えているが、健診機関の体制等の理由から大幅には増やせないというのが現実的なところ。そのため被扶養者に健診機関まで行って受診してもらえるようはたらきかける必要があるが、保険者から見て遠い存在である被扶養者にいかに情報を届けるかが課題となってくる。健康経営に取り組む事業所の事業主と連携した受診勧奨事業「ご家族様にも特定健診プロジェクト」の実施等で被扶養者へのアプローチを図っていきたいと考えている。

<報告事項>

(5)「うちなー健康経営宣言」について

(6) 調査研究フォーラムの参加報告

(資料3)に基づき説明。

質疑なし。

特記事項	
------	--

・次回は令和7年10月を予定